

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	障害者自立支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

久慈市は、障害者自立支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岩手県久慈市長

公表日

令和7年7月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者自立支援に関する事務
②事務の概要	1 身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づき、障害福祉サービス、障害者支援施設等の入所・費用の徴収を行う。 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援給付(介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具)の支給可否の判断を行い、支給決定された方に、決定通知書とともに障害福祉サービス受給者証を通知する。また、地域生活支援事業では、障害のある人が、その有する能力や適性に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村が中心となり創意工夫により事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取組みを行なう。
③システムの名称	①福祉総合システム ②団体内統合宛名システム ③中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者自立支援ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表の21、51及び117の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) 1 番号法第19条第8号 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表11、15、20、37、42、75、81、125、145の項 (情報照会) 1 番号法第19条第8号 2 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の表37、75、144、145、146の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	久慈市生活福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	久慈市総務部総務課行政文書係 〒028-8030 久慈市川崎町1番1号 電話0194-52-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	久慈市生活福祉部社会福祉課障がい福祉係 〒028-8030 久慈市川崎町1番1号 電話0194-52-2111
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月3日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月3日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインの次の留意事項を遵守している。・申請者からのマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報または住所を含む3情報による照会を原則としている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]</div> <div> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</div> <div> <p><選択肢></p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業員に対する教育・啓発</p> </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分である]</div> <div> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行う。 ・ 特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する。 ・ 特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚に保管している。等を徹底する運用としていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月27日	I -5.②所属長の役職名	社会福祉課長 長内 寿一	社会福祉課長	事後	
平成30年12月27日	II -1 いつ時点の計数か	2017/6/28	2018/7/18	事後	
平成30年12月27日	II -2 いつ時点の計数か	2017/6/28	2018/7/18	事後	
令和1年6月12日	II -1 いつ時点の計数か	2018/7/18	2019/6/12	事後	
令和1年6月12日	II -2 いつ時点の計数か	2018/7/18	2019/6/12	事後	
令和1年6月12日	IV リスク対策	-	新様式への変更に伴い、「IV リスク対策」について記載	事後	
令和2年5月13日	II . 1 対象人数	令和元年6月12日	令和2年5月13日	事後	
令和2年5月13日	II . 2 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和元年6月12日	令和2年5月13日	事後	
令和2年5月13日	I -5. ① 担当	福祉事務所社会福祉課	久慈市生活福祉部社会福祉課	事後	
令和2年5月13日	I 8 連絡先	久慈市福祉事務所社会福祉課障がい福祉係	久慈市生活福祉部社会福祉課障がい福祉係	事後	
令和3年6月14日	II . 1 対象人数	令和2年5月13日	令和3年6月14日	事後	
令和3年6月14日	II . 2 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和2年5月13日	令和3年6月14日	事後	
令和4年7月29日	II . 1 対象人数	令和3年6月14日	令和4年7月29日	事後	
令和4年7月29日	II . 2 取扱者数	令和3年6月14日	令和4年7月29日	事後	
令和5年7月4日	II . 1 対象人数	令和4年7月29日	2023/7/4	事後	
令和5年7月4日	II . 2 取扱者数	令和4年7月29日	2023/7/4	事後	
令和6年7月3日	II . 1 対象人数	2023/7/4	2024/7/3	事後	
令和6年7月3日	II . 2 取扱者数	2023/7/4	2024/7/3	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月20日	IV-8 人手を介在させる作業	<新規>	<p>【人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か】 十分である</p> <p>【判断の根拠】 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインの次の留意事項を遵守している。 ・申請者からのマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報または住所を含む3情報による照会を原則としている。 また、特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚に保管している。</p>	事後	様式の変更による。
令和7年6月20日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	<新規>	<p>【最も優先度が高いと考えられる対策】 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>【当該対策は十分か】 十分である</p> <p>【判断の根拠】 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行う。 ・特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する。 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚に保管している。等を徹底する運用としていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	様式の変更による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月11日	I. 3 個人番号の利用	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第1の12、34及び84の項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第12条第1号及び第2号、第25条第1号から第3号まで、第60条第1号から第5号まで</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表の21、51及び117の項</p>	事後	法改正による。
令和7年7月11日	I. 4 個人番号の利用	<p>(情報提供)</p> <p>1 番号法第19条第7号、別表第2の16、26、56の2、57及び87の項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第12条第1号から第5号まで、第19条第1号から第5号まで、第30条第1号から第11号まで、第31条第1号から第6号まで、第44条第1号から第5号まで</p> <p>(情報照会)</p> <p>1 番号法第19条第7号、別表第2の20、53、108、109、110の項</p> <p>2 別表第二省令第14条第1号及び第2号、第27条第1号から第3号まで、第55条第1号から第5号まで、第55条の2、第55条の3</p>	<p>(情報提供)</p> <p>1 番号法第19条第8号</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表11、15、20、37、42、75、81、125、145の項</p> <p>(情報照会)</p> <p>1 番号法第19条第8号</p> <p>2 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の表37、75、144、145、146の項</p>	事後	法改正による。